

○新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則

平成18年3月28日教育委員会規則第3号

改正

平成19年3月28日教委規則第4号

平成22年3月1日教委規則第2号

平成22年4月1日教委規則第5号

平成25年3月18日教委規則第1号

平成26年5月26日教委規則第3号

新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新十津川町児童生徒就学援助条例（平成18年新十津川町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給方法)

第2条 条例第3条第2項の就学援助の支給方法は、条例第6条の規定により就学援助の受給の認定を受けた者（以下「受給認定者」という。）が指定する金融機関の預金口座への金銭振込みとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項第6号及び第9号に規定する援助費の支給は、体育実技用具購入店又は医療機関からの請求により、当該用具購入店又は医療機関に直接支払うものとする。

(認定基準所得額)

第3条 条例第4条第1号イ、第3号並びに第4号ア及びイに規定する新十津川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準需要額に教育委員会が定める基準倍率を乗じた額とする。

(受給の申請)

第4条 条例第5条の規定による申請は、児童生徒就学援助費申請書兼世帯票（別記様式）に受給の資格を有することを証する書類を添えて行うものとする。

(支給額)

第5条 条例第7条の就学援助の支給額は、次に定めるところによる。

(1) 条例第4条第1号、第2号及び第3号の規定による就学援助（同号の規定による就学援助にあつては、条例第3条第1項第1号から第8号までに規定する費目に係る就学援助に限る。）の支給額は、当該就学援助に係る費目について要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）第3条の規定により補助対象経費とされる額の範囲内で教育長が定める額とする。ただし、条例第3条第1項第10号に規定する費目に係る就学援助の支給額は、当該費目について保護者が負担することとなる額の全額とする。

(2) 条例第4条第3号の規定による就学援助（条例第3条第1項第10号から第12号までに規定する費目に係る就学援助に限る。）の支給額は、当該費目について保護者が負担することとなる額の2分の1の額とする。

(3) 条例第4条第4号の規定による就学援助の支給額は、児童生徒が砂川市ことば

の教室に通級し、又は条例第3条第1項第4号に規定する滝川市適応指導事業を利用する場合における往復の交通機関の運賃等又は自家用車の車賃の額とする。この場合において、交通機関の運賃等又は自家用車の車賃の額は、最も経済的な通常の経路又は方法によるものとし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により難しい場合は、その現によった経路又は方法によるものとする。

- (4) 前号の自家用車の車賃の額は、1回当たりの往復の距離（当該距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を10で除した値に、レギュラーガソリン単価（当該通級又は当該利用に係る月の初日における新十津川町燃料企業体が定める額とする。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（異動の届出）

第6条 受給認定者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 条例第4条各号の規定に該当しなくなった場合
 - (2) 児童生徒が新十津川町立以外の小学校又は中学校に転学した場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助を必要としなくなった場合
- （委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第3条中「基準需要額」とあるのは、「基準需要額（平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の額とする。）」とする。

附 則（平成19年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日教委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日教委規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の規定は、平成26年度の就学援助の支給額の算定から適用し、同年度前の就学援助の支給額の算定については、なお従前の例による。

別記様式（第4条関係）